鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護管理法) 第9条に基づく鳥獣の捕獲許可について(公共インフラ設備保守管理者)

電気設備(電柱、変電設備等)、道路、公園、公共交通機関等の公共インフラ設備の保守管理のために 自ら又は他人に依頼されて鳥獣(神戸市捕獲許可権限区分に属するもの^注のうち、大型獣であるイノシ シ、ニホンジカを除くものとする。)の捕獲等を行う者については、その業務の性質上、継続的かつ速や かな捕獲活動が必要となることから、許可期間を最長1年間(ただし年度をまたがないこと)とします。

また、捕獲場所が西区・北区を含む市内の複数の区にまたがる場合は、神戸市農政計画課で一括して 許可申請を受け付けますので、農政計画課へ捕獲許可申請書をご提出ください。(神戸市西区内のみで 捕獲活動を行う場合は神戸市西農業振興センター、神戸市北区内のみで捕獲活動を行う場合は神戸市北 農業振興センターに捕獲許可申請書をご提出ください。)

施行時期:令和7年4月1日より捕獲を開始する捕獲許可について適用 ※捕獲許可申請書の受付は捕獲開始日の2か月前から行います。

注:(獣類) アライグマ、イノシシ、タイワンリス、ニホンザル、ニホンジカ、ヌートリア、ノイヌ、 ノウサギ、ノネコ、ハクビシン 以上 10 種

(鳥類) カルガモ、カワウ、キジバト、スズメ、ドバト (カワラバト)、ニュウナイスズメ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ヒヨドリ、ミヤマガラス、ムクドリ 以上 11 種